令和５年４月１日　瑞穂町立瑞穂第二小学校

瑞穂町立瑞穂第二小学校いじめの防止等のための基本的な方針

１　定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

２　組織

いじめ問題対策について協議する際には、次の組織を活用する。

（１）いじめ防止対策委員会、生活指導部会、企画調整会議、経営会議
（２）学校サポートチーム
（３）町教育委員会（健全育成推進会議、いじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会）

３　基本施策及びいじめ防止等に関する措置

瑞穂第二小学校は、いじめ防止対策に関して、「瑞穂町いじめ防止基本方針」に基づき、計画的に次の項目に取り組むものとする。

（１）道徳教育の充実

ア　道徳教育の全体計画及び各学年の年間指導計画を作成するとともに、各教科等での指導との関連を
図り指導の効果が高められるようにする。

イ　道徳授業地区公開講座を年間１回開催し、家庭・地域に道徳授業を公開するとともに、互いの意見を交換し合い、連携して道徳教育を推進する。

ウ　いじめ防止の指導をする際は、瑞穂町いじめ防止基本方針（平成２６年９月）及び瑞穂第二小学校いじめ防止のための基本方針（平成２６年９月）について取り上げる。

（２）早期発見のための措置

アンケート調査を年間３回以上実施するとともに、必要に応じて面談を実施する。

（３）相談体制の整備

ア　学校内に教育相談室を設置し、相談しやすい環境づくりに努める。

イ　町教育相談室等の各種相談機関、スクールカウンセラー及び町教育相談員との相談方法について、児童及び保護者に定期的に周知する。スクールカウンセラー及び町教育相談員については、年度当初に紹介するとともに、出勤日を学校だより等で周知し、効果的に活用できるようにする。

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットや携帯電話を使用する際のマナーについて、年度始めや長期休業日前等くり返し指導する。また、保護者会等の機会を通して保護者に対しても啓発を図る。

（５）校内研修の実施

スクールカウンセラー等を講師とした校内研修を年間１回以上実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。

（６）啓発活動

４　いじめに対して講ずべき措置

瑞穂第二小学校は、いじめが発生した際、早期解決に向け次の項目に取り組むものとする。

（１）個別のいじめへの対処

ア　複数の教員による事実確認を行い、速やかに町教育委員会に報告し、必要に応じて協議する。

イ　いじめを受けた児童に対して、心の安定を図れるよう教員又はスクールカウンセラー等による面談を行う等、必要な支援を行う。

ウ　いじめを行った児童に対して、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめることをやめさせるとともに、いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定が図れるようにする。

エ　いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に対して、事実を正確に伝えるとともに、保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、解決に向けて連携して取り組む。

（２）重大事態への対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める重大事態の際は、警察と連携し学